

受託者賠償責任保険

賠償責任保険普通保険約款 賠償責任保険追加条項 受託者特約条項 他



はじめに



安心して企業活動を行うために・・・

受託者賠償責任保険 のご案内

お客さまからのお預かり物を大切に保管することにより、その信用はより確かなものとなります。

しかし、万が一お預かり物が破損したり、盗難されてしまった場合には、ただちにその損害を賠償し、貴社の信用を回復することが必要となります。

そこで、安心経営を行う備えのひとつとして、受託者賠償責任保険をぜひお役立てください。

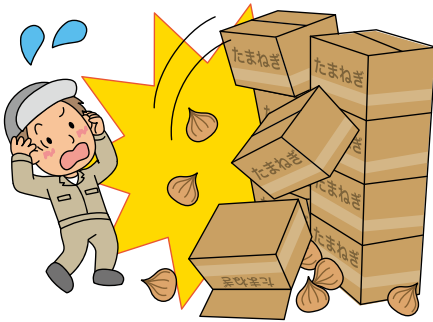
受託者賠償責任保険とは

貴社(被保険者)が、顧客等の第三者からお預かりした物(受託物)を特定の施設内で保管している間、または業務内容にしたがって施設外で管理している間に火災、盗難、取扱上の不注意などによる破損により、預け主に返還できなくなった場合、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を保険金としてお支払いする保険です。

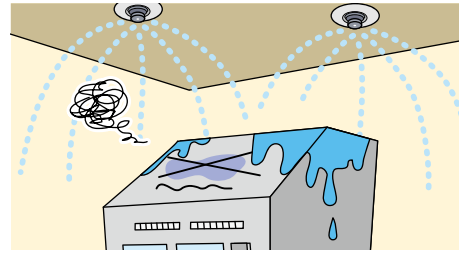
対象となる事故例

お預かり物の保管中の損傷・汚損・盗難

- 1 倉庫内に積んであった箱が荷崩れを起こし、受託商品が損傷。

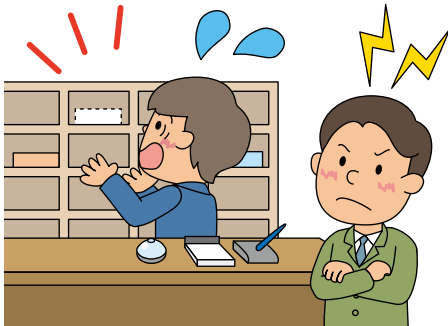


- 2 倉庫に保管中の精密機械が、故障により吹き出したスプリンクラーの水で損傷。



オプション補償「漏水担保追加条項」により補償されます。

- 3 クロークで預かった手荷物が盗難にあった。



- 4 倉庫内で火災が発生し、保管中の食品が全焼。

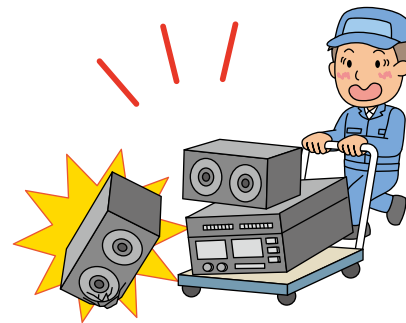


作業中の保管物の破損・損傷

- 5 棚卸しの際に、手をすべらせて保管中のガラス製品を破損。



- 6 保管中のAV機器を一時的に運び出す際に、荷台が転倒し損傷。



受託者賠償責任保険の補償内容

基本補償

受託物に起因する法律上の賠償責任の補償

第三者から預かった物(受託物)を特定の施設内で保管している間、または受託物の集配などの目的で施設外で管理している間に、火災、取り扱いの不注意などにより壊したり、汚れたり、盗まれたりしたため、預け主に返還できなくなった場合、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

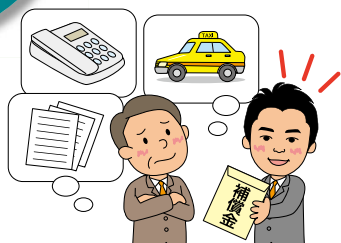
※受託物が鍵(注)であった場合、その鍵により開錠することができる錠前の交換費用も補償の対象になります。

(注)カードキー、ICキーおよびマスターキーを含みます。

オプション補償

+ ニーズに合わせた幅広いオプション

事故対応特別費用補償

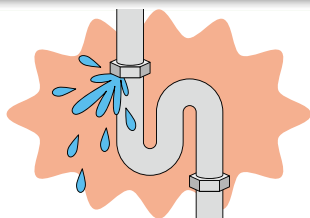


基本補償の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがあることを貴社(被保険者)が知った場合において、貴社(被保険者)がその対処のために支出した費用(文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費など)を補償します。

支払限度額

保険期間中1,000万円

漏水による損害の補償



給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラー等から排出、漏えいまたは氾らんする液体、気体、蒸気等による第三者からお預りした受託物の損壊に起因して、貴社(被保険者)が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

支払限度額

基本補償と同額

貴重品等の補償



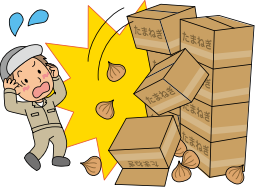
第三者からお預かりした受託物のうち、貴重品が損壊、紛失、盗取、詐取された場合に貴社(被保険者)が負う法律上の賠償責任を、一定の限度額のもと補償します。

※貴重品とは、貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章もしくはき章をいいます。

●保険の対象によってはお引受けできない場合もあります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

※上記以外にもご契約内容によってセットできるオプション補償があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

① 損壊 (滅失・損傷・汚損をいいます。)



⚠ 基本補償では修理もしくは加工上の過失による損壊は、お支払いの対象となりません。

⚠ 基本補償では紛失は、お支払いの対象となりません。

② 盗取



管理の不備により夜間に倉庫内から受託物が盗まれた。

③ 詐取



預かった荷物をだまし取られた。

ヨンをご用意しております。

紛失危険の補償

第三者からお預かりした受託物を紛失した場合に貴社(被保険者)が負う法律上の賠償責任を補償します。

支払限度額	基本補償と同額
-------	---------

● 保険の対象によってはお引受けできない場合があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

求償権放棄

損保ジャパンが保険金をお支払いした損害について下請負人等の第三者にもその責任が認められる場合には、損保ジャパンは保険金をお支払いした範囲内でその第三者への損害賠償請求権を代位取得しますが、この追加条項をセットした場合、損保ジャパンからの第三者への損害賠償請求権は放棄し、求償を行いません。

※ 求償権放棄先は、あらかじめご契約時に設定する必要があります。

修理・加工上の損壊の補償

第三者からお預かりした受託物を、修理や加工が原因で損壊した場合に貴社(被保険者)が負う法律上の賠償責任を補償します。

支払限度額	基本補償と同額
-------	---------

● 保険の対象によってはお引受けできない場合があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

費用内枠払い補償

保険金をお支払いする場合に、通常は、設定された損害賠償金の支払限度額(保険金額)とは別枠でお支払いする費用保険金(損害防止費用、緊急措置費用、権利保全行使費用、争訟費用、協力費用)について、損害賠償金の支払限度額(保険金額)の範囲内とすることにより、保険料が割引となります。

※ 費用の詳細は、56ページをご参照ください。

お支払いする保険金の種類

事故発生後に生じる費用

訴訟等に発



① 損害防止費用

貴社(被保険者)が損害の発生や拡大を防止した際に支出した費用をお支払いします。



② 緊急措置費用

損害の発生や拡大の防止の手段を講じたあとに賠償責任がないことが判明した場合であっても、被害者に対する応急手当、緊急処置のために支出した費用をお支払いします。



③ 権利保全行使費用

貴社(被保険者)が第三者に損害賠償請求できる場合に、その権利を保全・行使するために支出した費用をお支払いします。



④ 争訟費用

貴社(被保険者)が事前に損保ジャパンの承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用をお支払いします。



⑤ 協力費用

貴社(被保険者)が損害賠償請求損保ジャパンが必要に応じて貴社の代わりに解決に向けた対応を(被保険者)が損保ジャパンに協力をします。

①から⑤までの費用は、原則としてその全額がお支払いの対象となります。
(支払限度額はありせん。ただし、費用内枠払い追加条項をセットした場合は、支払限度額(保険金額)の範囲内でお支払いします。)



$$\text{お支払いする保険金} = \text{① 損害防止費用} + \text{② 緊急措置費用} + \text{③ 権利保全行使費用} + \text{④ 争訟費用} + \text{⑤ 協力費用}$$

基本補償

事故発生

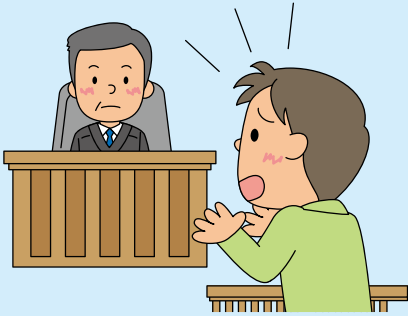
オプション補償



オプション補償によってお支払いできる損害賠償金・費用が拡大されます。

展した場合の費用

和解・判決による損害賠償金のお支払い



⑥ 損害賠償金

被害者に支払うべき法律上の損害賠償金をお支払いします。

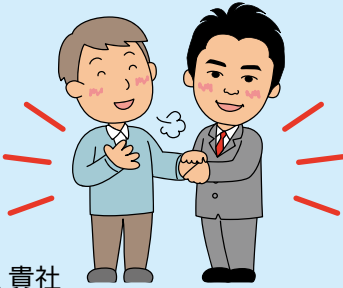
<財物損壊事故>

修理費、使用不能による損害、再調達に要する費用など

※修理費、使用不能による損害、再調達に要する費用に対する賠償金の合計額について、損害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

貴社(被保険者)が損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を除きます。また、法律上の賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等はお支払いの対象となりません。

を受け、
(被保険者)
行う場合に、貴社
力するために支出した費用をお支払



⑥の保険金は、法律上の損害賠償金から自己負担額を差し引いた額をお支払いします。

ただし、ご契約時に設定された支払限度額(保険金額)がお支払いの限度額となります。

⑥ 損害賠償金の額が支払限度額を超える場合、
④ 争訟費用は、次の算式によって得られた額をお支払いします。

$$\text{④ 争訟費用} = \frac{\text{争訟費用の総額}}{\text{⑥ 損害賠償金}} \times \text{支払限度額}$$

$$\text{お支払いする保険金} = \text{⑥ 損害賠償金} - \text{自己負担額}$$

事故対応特別費用

基本補償の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがあることを貴社(被保険者)が知った場合において、貴社(被保険者)がその対処のために支出した費用(文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費など)を補償します。



基本補償の他に、オプション補償をセットでご契約することによって、基本補償では対象外となっていた事故が対象となる場合があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

ご加入にあたって

加入の対象となる事業者

- (1) 倉庫業を営む方
- (2) ゴルフ場、レストラン、美容院、理容室などの顧客の荷物を預かる店舗を営む方
- (3) 手荷物預かり所を営む方
- (4) 各種委託加工業を営む方(ただし、修理・加工の過失による損壊等は基本補償では補償されません。)
- (5) 一般企業・業務などで、第三者の物を預かり、保管、管理する場合 など

次の業務による損害については、その他の保険をご案内させていただきますので、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- クリーニング業者が預かった衣類等に生じた損害については……………クリーニング業者賠償責任保険
- 駐車場や自動車整備工場の方が預かった自動車に生じた損害については……………自動車管理者賠償責任保険
- ホテル、旅館等の宿泊において利用者の荷物などに生じた損害については……………旅館賠償責任保険

補償の対象となる方(被保険者)

- ① 貴社(記名被保険者)
- ② 貴社の役員および使用人

※②は、貴社の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象(被保険者)となります。


 上記は基本補償における被保険者です。セットするオプション補償によっては、被保険者の範囲が基本補償と異なる場合があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

 被保険者相互間の賠償責任(交差責任)については、補償対象となるケースと補償対象外となるケースがあります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

保険の対象

保管のために第三者から預かった物(受託物)

例) 倉庫の中で保管している荷物、レストランで預かっている衣類、修理のために預かっている時計 など

 対象となる受託物には次に掲げるものを含みません。その他、お引受けの対象とならない受託物については、取扱代理店または損保ジャパンへお問い合わせください。

- 土地(地盤、土木構造物を含む。) ●建物(オプション補償により対象とできる場合があります。) ●動物、植物等の生物
- 所有権留保条項付売買契約に基づいて被保険者が購入したもの

保険期間

保険期間(ご契約期間)は、原則として1年間です。

なお、保険責任は保険期間の初日の午後4時に始まり、末日の午後4時に終わります。

ただし、保険契約申込書またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

※催し物など一定期間のみ受託を行う場合は、その期間のみを保険期間とすることができます。

損害賠償請求の時期を問わず、ご契約期間中に生じた事故が保険の対象となります。

保険の適用地域

この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

支払限度額と自己負担額

① 支払限度額(保険金額)

ご契約期間中に予想される受託物の平均保管価額または最高保管価額を保険金額としてお決めください。この額が、ご契約期間を通しての支払限度額となります。

② 自己負担額(免責金額)

1回の事故につき5,000円以上(注)を被保険者の方にご負担いただきます。

(注) 自己負担額(免責金額)は、ご契約の際に5,000円以上で予めお決めいただきます。

お支払いいただく保険料

保険料は、保険金額や受託物の種類、保管場所などによって異なります。

詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

保険金をお支払いできない主な場合

＜賠償責任保険普通保険約款＞

- ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任
 - ②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
 - ③被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
 - ④記名被保険者および記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
 - ⑤排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任
 - ⑥被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ※「賠償責任保険追加条項」の規定を読み替えた内容を記載しています。

＜賠償責任保険追加条項＞

- ①保険契約者または被保険者(これらの者が法人である場合は、その役員とします。)の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
 - ②原子核反応または原子核の崩壊等に起因する賠償責任
 - ③石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する賠償責任
 - ④汚染物質の排出、流出、いつ出、分散、放出、漏出等に起因する賠償責任
 - ⑤医療行為、はり、きゅう、マッサージ、身体美容・整形等または弁護士、公認会計士、税理士、建築士、司法書士、獣医師等の専門資格を要する業務に起因する賠償責任
 - ⑥サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害(オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます。)
 - ⑦修理または加工(被保険者の技術水準が一般的な技術水準に達していないことによる仕上げ不良を含みます。)に起因する賠償責任(注)
 - ⑧冷凍・冷蔵装置(付属装置を含みます。)の滅失、損傷、変調、故障または操作上の誤りによる温度変化のために生じた受託物の損壊等(財物の損壊および腐敗、変色、汗ぬれ、臭いの付着その他類似の事由をいいます。)に起因する賠償責任
 - ⑨冷凍・冷蔵装置(付属装置を含みます。)からの冷媒等の漏出、いつ出、漏えい等に起因する受託物の損壊等(財物の損壊および腐敗、変色、汗ぬれ、臭いの付着その他類似の事由をいいます。)に起因する賠償責任
- (注)オプションの「修理加工危険担保追加条項」をセットすることにより補償されます。

＜受託者特約条項＞

- ①保険契約者、被保険者もしくは被保険者の法定代理人(記名被保険者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)またはこれらの者の同居の親族が行い、または加担した盗取もしくは詐欺に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
 - ②被保険者、被保険者の法定代理人または被保険者の同居の親族が所有し、または私用に供する財物が損壊し、または盗取もしくは詐欺されたことに起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
 - ③貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型その他これらに類する受託物が損壊し、または盗取もしくは詐欺されたことに起因する賠償責任(注1)
 - ④受託物の自然の消耗または欠陥、受託物本来の性質(自然発火および自然爆発を含みます。)またはねずみ食い、虫食い等に起因する賠償責任
 - ⑤給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたは氾らんする液体、気体、蒸気等(これらの成分は水にかぎりません。)に起因する賠償責任(注2)
 - ⑥屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による受託物の損壊に起因する賠償責任
 - ⑦受託物が委託者に引き渡された日からその日を含めて30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する賠償責任
 - ⑧受託物の紛失に起因する賠償責任(注3)
 - ⑨次のアからエの受託物が、法令に定められた運転資格もしくは操縦資格を持たない者によって運転もしくは操縦されている間または道路交通法(昭和35年法律第105号)に定める酒気を帯びた状態の運転者もしくは操縦者によって運転もしくは操縦されている間に発生した受託物の損壊に起因する賠償責任
 - ア. 自動車
 - イ. 車両(自動車および原動力がもっぱら人力にあるものを除きます。)
 - ウ. 船舶(船舶類をいい、ヨット、モーターボート、カヌー、水上バイクおよびボートを含みます。)
 - エ. 航空機
- (注1)オプションの「貴重品等担保追加条項」をセットすることにより補償されます。
 (注2)オプションの「漏水担保追加条項」をセットすることにより補償されます。
 (注3)オプションの「紛失危険担保追加条項」をセットすることにより補償されます。

＜紛失危険担保追加条項＞

- ①被保険者、被保険者の法定代理人(記名被保険者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)または被保険者の同居の親族が所有し、または私用に供する財物が紛失したことに起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ②貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型その他これらに類する受託物が紛失したことに起因する賠償責任

など

※上記以外にも保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

特にご注意いただきたいこと

I

契約締結時における注意事項

① 告知義務と告知事項

ご契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項(重要事項等説明書をご確認ください。)について、損保ジャパンに事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。

保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、事故の際に保険金をお支払いできなくなったりすることがありますのでご注意ください。

② 保険証券について

保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約のお申込み日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

③ 保険料領収証について

保険料をお支払いの際は、特定の特約条項をセットした場合を除いて、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。なお、口座振替の場合は、保険料領収証を交付しておりませんのでご了承ください。

④ クーリングオフ

この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)の対象とはなりません。

⑤ 他人のための契約について

ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

⑥ 契約申込書の記載事項の確認

売上高、賃金、入場者、領収金、請負金額、完成工事高等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、保険契約申込書の記載事項と事実が異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。

⑦ 保険料の算出について

- 売上高、賃金、入場者、領収金等(以下、「売上高等」といいます。)によって保険料を算出する概算保険料方式のご契約については、「保険料の確定に関する追加条項」をセットする場合を除き、売上高等が確定した後に、確定した売上高等に基づき算出した保険料(以下、「確定保険料」といいます。)との差額を返還または請求します。確定保険料の算出基礎数字となる売上高等については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。
- 「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式のご契約については、保険料をお客さまの最近の会計年度における売上高等により算出します。確定保険料方式でご加入いただく場合、保険料算出の基礎数字となる最近の会計年度の売上高等については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。
- 概算保険料方式でご契約いただいている場合で、かつ、保険料が最低保険料(注)となっているご契約について、確定保険料が最低保険料(注)を下回った場合は、保険料の返還は行いません。
- この保険の最低保険料(注)は保険契約申込書に記載しておりますので、ご契約の際にご確認ください。
(注)最低保険料とは、この保険を解約した場合、または、概算保険料方式でご契約いただいた場合の確定精算時に、最低限お支払いいただく保険料をいいます。

⑧ 保険料のお支払い方法

- 保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額をお支払いいただく一括払と、複数の回数に分けてお支払いいただく分割払があります。分割払で保険料をお支払いいただく場合は、所定の条件を満たす必要があります。払込方式についての詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険料は、初回保険料の口座振替に関する特約条項などの特定の特約条項をセットした場合を除いて、ご契約と同時にお支払いください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または損保ジャパンが保険料を領収する前に生じた事故による損害については保険金をお支払いできません。
- 分割払の場合には、払込方法等により、保険料が割増となる場合があります。
- 分割払の場合の第2回目以降の分割保険料は、所定の払込期日までに お支払いください。払込期日までに分割保険料のお支払いがない場合には、その払込期日後に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いすることができなくなったり、保険契約が解除される場合があります。

契約締結後における注意事項

1 通知義務等

(1) 保険契約締結後、通知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご連絡いただく必要はありません。

	通知事項
① 記名被保険者が個人 ^(※1) のお客さまの場合	告知事項に変更が発生する場合、遅滞なくご連絡ください。
② 記名被保険者が上記①以外のお客さまの場合	次のような場合には、あらかじめ ^(※2) 取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。 保険契約申込書および付属書類の記載事項に変更が発生する場合

(※1) 個人事業主のお客さま(法人以外の組合等のお客さまも含まれます。)、個人に含みます。

(※2) 保険契約申込書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご連絡ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご連絡が必要となります。

(2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡いただかないと、損保ジャパンからの重要なお連絡ができないことがあります。なお、改姓等によりご契約者の氏名を変更された場合も、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

ご契約者の住所などを変更される場合

(3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかつたときを除きます。

(4) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

2 ご契約を解約される場合

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

万一事故にあわれたら

1 事故が起こった場合のお手続き

事故が起こった場合は、ただちに、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

遅滞なくご連絡いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

2 保険金のご請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、「重要事項等説明書」、「普通保険約款、特約条項、追加条項等」をご確認のうえ、損保ジャパンが求める書類をご提出ください。

(注) 事故の内容および損害の額等に応じ、「重要事項等説明書」の記載以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

3 保険金のお支払いについて

上記②の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

4 保険金請求権に関して

被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては損保ジャパンまたは取扱代理店までお問い合わせください。

5 示談交渉サービスはありません

● この保険では、損保ジャパンが被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。

この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、示談交渉を進めるためのご相談に応じさせていただきますので、必ず損保ジャパンとご相談いただきながら被保険者ご自身で示談交渉をお進めください。

● なお、事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その全額または一部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】

0120-727-110

おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平日：午後5時～翌日午前9時

土日祝日：24時間(12月31日～1月3日を含みます。)

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

IV その他ご注意いただきたいこと

① 取扱代理店の権限

取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

② 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故に関わる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて確認を行っています。確認内容は、上記項目以外には用いません。ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

③ 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

④ 個人情報の取扱いについて

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うこと(以下、「当社業務」といいます。)のために取得・利用します。また、当社業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、グループ会社、提携先会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

⑤ 訴訟により提起された場合

この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。

⑥ 質権の設定について

賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

商品に関するお問い合わせ

新規ご加入やお見積のご相談は代理店にて承っております。以下の「お問い合わせ先」や取扱代理店までご連絡ください。

◆公式ウェブサイト

<https://www.sompo-japan.co.jp/>

◆カスタマーセンター

0120-888-089

【受付時間】

平日：午前9時～午後8時 土日祝日：午前9時～午後5時

(12月31日～1月3日は休業)

(注1)おかけ間違いにご注意ください。

(注2)カスタマーセンターでは、お問い合わせ内容に応じて取扱代理店・損保ジャパン営業店・保険金サービス課などへのご案内やお取次ぎをさせていただきます。



保険会社との間で問題を解決できない場合 (指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】



0570-022808 <通話料有料>

おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】平日：午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

■このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「普通保険約款、特約条項、追加条項等」、「重要事項等説明書」をご覧ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

<公式ウェブサイト> <https://www.sompo-japan.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先